

## 各 位

会社名 ポラリス・ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 梅木 篤郎  
(コード番号: 3010 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役兼最高財務責任者 細野 敏  
(TEL: 03-5822-3010)

### 資金の借入れに関するお知らせ

当社は、本日、当社のスポンサーグループであるスターアジアグループに属する SAO III LLC から 400 百万円の借入れを行うことを取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 資金の借入れの目的

当社は、手元資金の拡充による財務基盤の強化を図り、当社グループの事業拡大、成長戦略を確実に実行していくため、資金の借入れを行います。

##### 2. 資金の借入れの概要

SAO III LLC からの資金の借入れの概要

① 借入先	SAO III LLC
② 借入金額	400 百万円
③ 資金用途	運転資金
④ 借入実行日	2023 年 3 月 27 日 (予定)
⑤ 返済期日	2024 年 7 月 1 日
⑥ 借入金利	基準金利+スプレッド
⑦ 担保の有無	無担保、無保証

(注) 契約締結予定日は、2023 年 3 月 23 日であります。

##### 3. 今後の見通し

本資金の借入れによる当期の連結業績への影響は、軽微であります。

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

SAO III LLCは、当社の親会社等の子会社等であるため、SAO III LLCとの本取引は支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2022年6月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は、支配株主との間で取引を行う場合には、取引の合理性と一般的な取引条件に照らした取引条件の妥当性について、十分に検討し実行するものとし、少数株主の利益を害することがないよう適切に対応いたします。」と示しております。

当社は、SAO III LLCから資金の借入れを行うための金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）の締結に関して、事前に当社の監査等委員から意見を求め、特段の異議がないことを確認した上で、当社の取締役会決議を行う対応をし、本契約に係る契約条件の公正さを担保するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

##### (2) 公正性を担保するため及び利益相反を回避するために講じた措置

本契約の締結に当たっては、公正性を担保するため「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」のとおり、社内で定められた規則及び手続きに基づいて行われております。また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」のとおり、本取引の内容及び条件が公正である旨の意見を支配株主と利害関係のない者から入手しております。

本契約の締結に当たっては、スター・アジアグループの役員等を兼務する当社取締役（マルコム・エフ・マクリーン4世 氏、増山 太郎 氏、梅木 篤郎 氏、細野 敏 氏及び田口 洋平 氏）を除く取締役全員の承認により決議を行っております。

##### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない当社の独立役員である社外取締役 半田 高史 氏から、以下の理由により本契約の締結の目的は合理的で、本契約の内容及び条件が公正であると認められることに加え、本契約の締結の手続きにおける公正性を確保するための措置が採られていることにより、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の意見書を本年3月20日に受領しております。

###### ① 本契約の締結の目的の合理性

本契約は、当社グループにおける事業拡大と成長戦略を確実に実行していくため今後、必要になると見込まれる資金需要を、運転資金として資金調達を行うものであることから、当社の企業価値向上に資するものであり、当社の少数株主との関係においてもその目的の正当性を認めることができると考えられることから、本契約の締結の目的は合理的であると言える。

###### ② 本契約の内容及び条件の公正性及び妥当性

本契約の主な内容及び条件によれば、本契約の利率等は、資金調達に当たり金融機関等と交渉を行い借入条件について比較検討を行っており、同種契約の条件から逸脱するものではなく、その他の契約内容及び条件についても同種契約の一般的な内容及び条件から逸脱する事項は見当たらなかった。以上によれば、本契約の内容は公正かつ妥当であると認められる。

###### ③ 本契約の締結における手続きの公正

本契約の締結については、当社は、スター・アジアグループの役員等を兼務する当社取締役（マルコム・エフ・マクリーン4世 氏、増山 太郎 氏、梅木 篤郎 氏、細野 敏 氏及び田口 洋平 氏）を除く取締役全員の承認により決議を行う予定である。また、本契約の締結に関する取締役会決議に先立ち、担当取締役から監査等委員に対して情報共有を行い、その意見を求めるなどしている。以上によれば、本契約の締結における手続きの公正性を担保するための措置も図られているものと認められる。

以上